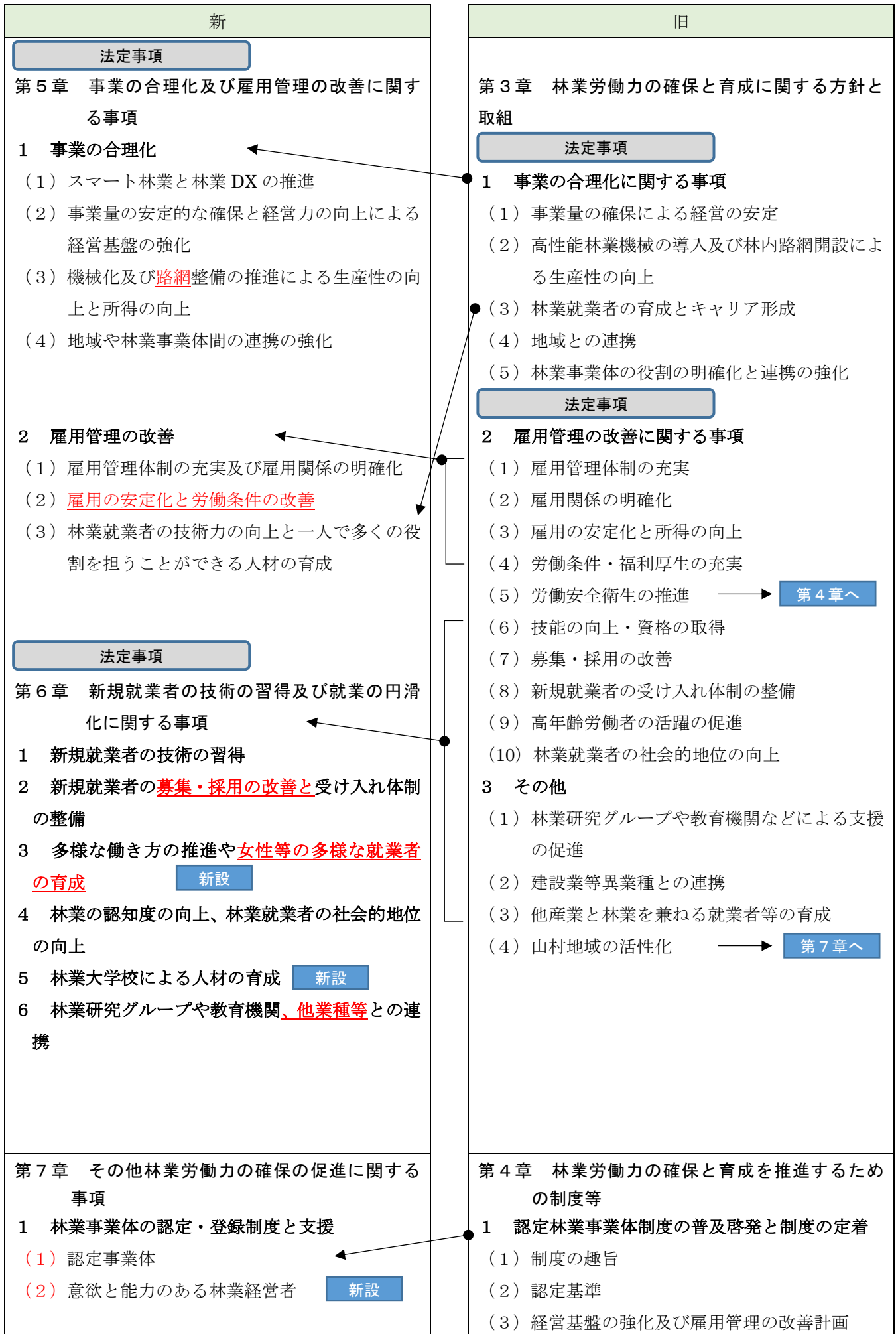


注：第2回会議資料からの変更部分

長野県林業労働力確保促進基本計画の骨格（案）について
新旧対照

新	旧
第1章 はじめに 1 計画策定の趣旨 2 計画の期間	第1章 はじめに 1 計画策定の趣旨 2 計画の期間
第2章 林業労働力の現状と課題 1 林業事業体と林業就業者の動向 2 林業就業者の構成と雇用環境 3 <u>林業労働災害</u> 新設 4 <u>基盤整備と労働生産性</u> 5 <u>スマート林業</u> 6 <u>新規就業者の動向</u>	第2章 林業労働力の現状と課題 1 林業事業体と林業就業者 2 就業者及び新規就業者 3 就業者の年齢構成 4 就業日数別就業者数 5 給料支払い形態別の就業者数 6 社会保険制度等の加入 7 就業者の資格・免許取得 8 造林事業・素材生産事業 9 その他関連事項（林内路網の整備と高性能林業機の導入）
第3章 林業労働力の確保の促進に関する方針 1 林業労働力の育成と確保に向けた方針 2 指標	新設
法定事項の一部を柱建て 第4章 林業労働安全対策に関する事項 1 体系的な安全対策 2 機械化と先端技術の活用 <u>及び緊急体制の整備</u> 3 <u>適切な事業実施</u> 4 指導体制の強化と指導者の育成 5 <u>林家・森林ボランティア等への安全指導</u>	新設



新	旧
<p>2 長野県林業労働力確保支援センターによる支援</p> <p>(1) 支援センターの目的と 沿革</p> <p>(2) 支援センターの 役割</p>	<p>(4) 認定林業事業者への支援</p> <p>(5) 根拠法令等</p> <p>(6) 認定林業事業者制度に関する検討</p> <p>2 長野県林業労働力確保支援センターによる支援</p> <p>(1) 支援センターの設置の目的</p> <p>(2) 支援センターの沿革</p> <p>(3) 支援センターの業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業雇用改善の促進 ・ 技能研修の実施 ・ 林業就業促進のための資金の貸付 ・ 高性能林業機械レンタル事業等 ・ 林業就労条件整備促進事業 ・ 林業担い手確保対策事業 ・ 林業事業者支援事業 ・ 研修修了者名簿への登録
<p>3 県による支援</p> <p>(1) 人的支援</p> <p>(2) 普及指導</p> <p>(3) 助成事業</p> <p>(4) 森林整備基金の 活用</p>	<p>3 県による支援</p> <p>(1) 人的支援</p> <p>(2) 助成措置（平成 23 年度実施事業）</p> <p>(3) その他</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 市町村及び関係団体との連携</p> <p>(2) 山村地域の活性化</p> <p>(3) 林福連携</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 市町村の役割</p> <p>(2) 関係者の連携</p>

【参考】

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）

（基本計画）

第四条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業者が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項
- 二 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 二 林業労働力の確保の促進に関する方針

三 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、第二項各号に掲げる事項に係る部分を農林水産大臣及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。